

## 職 員 給 与 規 定

一般社団法人希望を未来につなぐプロジェクト

第1条 一般社団法人希望を未来につなぐプロジェクトに勤務する職員の給与の支給については、この規定の定めるところによる。

第2条 職員の給与は、基本給及び諸手当とし毎年1月初めに本人宛通知書を交付する。

2 基本給は、本給とする。

3 諸手当は、時間外勤務手当、通勤手当、特別手当等本給以外のものとする。

第3条 職員の給与の支給は、毎月15日（支給日が休日の場合は、順次前日に繰り上げる。）とする。

第4条 新たに採用された職員の初任給は、学歴、職歴、経験、技能等を勘案し、他の職員との均衡を考慮して定める。

第5条 この規定の実施に関して必要な事項は、代表理事が別に定める。

### 附 則

この規定は、令和2年年10月1日から施行する。